

もくせい居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人敬寿記念会が開設するもくせい居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容などに関する居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の実施に当っては、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

5 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚生省令第38号、平成11年3月31日付)第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第 3 条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 もくせい居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 兵庫県丹波市青垣町東芦田1303番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 当該事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

(2) 介護支援専門員：3名(常勤)

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 当該事業に係る営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日と年末年始（12月30日から1月4日）を除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。なお、時間外については、その都度相談によりサービスを提供する。

(指定居宅介護支援の提供方法と内容及び利用料その他の費用の額)

第 6 条 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：利用者の居宅又は事業所内相談室
 - (2) 使用する課題分析票の種類：厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式
 - (3) サービス担当者会議の開催場所：利用者の居宅又は事業所内会議スペースで行う。
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：1か月に1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。また、1ヶ月に1回以上、モニタリングの結果を記録する。
- 2 厚生大臣が定める基準(もしくは事業内容)は、事業所の見やすい場所に掲示をする。
- 3 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

片道 5km～10km未満 200円(注：実費の範囲内で)

片道 10km以上、5kmまで毎に100円加算(注：実費の範囲内で)

交通機関を利用した場合はその実費の額、又はその実費の額を加算

- 4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し、同意を得たものに限り徴収する。
- 5 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をし、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第 7 条 通常の事業の実施範囲は、丹波市全域とする。

(暴力団等の排除)

第 8 条 当事業所は、その運営において、暴力団等の支配をうけてはならない。

(事故発生時の対応)

第 9 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。通常の事業の実施範囲は、丹波市全域とする。

(苦情処理)

第 10 条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に關し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第12条 居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬寿記念会と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成12年2月9日に一部変更し、兵庫県知事の認可があつた日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月16日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月31日から施行する。